○総務省告示第三百六十号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第百十三号（公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月六日から施行する。

平成二十六年十月三日

総務大臣　山本　早苗

表熊本行政評価事務所総務課の項中「熊本市中央区二の丸一番二号　熊本合同庁舎一号館」を「熊本市中央区春日二丁目一〇番一号　熊本地方合同庁舎B棟」に改める。

○総務省告示第三百六十一号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百五十二号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月六日から施行する。

平成二十六年十月三日

総務大臣　山本　早苗

表熊本行政評価事務所の項中「熊本市中央区二の丸一番二号　熊本合同庁舎一号館」を「熊本市西区春日二丁目一〇番一号　熊本地方合同庁舎B棟」に改める。

○総務省告示第三百六十二号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第三百九十八号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月六日から施行する。

平成二十六年十月三日

総務大臣　山本　早苗

表熊本市行政評価事務所の項中「熊本市中央区二の丸一番二号　熊本合同庁舎一号館」を「熊本市西区春日二丁目一〇番一号　熊本地方合同庁舎B棟」に改める。

○法務省告示第四百十七号

東京都品川区役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十六年十月三日

法務大臣　馬場みどり

東京都品川区北品川二丁目百五番地　大久保一郎

○農林水産省告示第千三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　宮城県東松島市矢本字上沢目一〇三、一一八、一二〇、一二二の二、一三三の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字小野字柳四五九八の一

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字柳四五九八の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　大分県竹田市久住町大字添ケ津留字鎌倉六一八の六・六一八の七・六一九の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六二二の五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　大分県竹田市荻町新藤字新戸二九七の二、二九七の四、二九七の九、二九七の一三、二九九、三〇六の一、三〇七の一、三一二、三一八、三三六の二、三三六の五、三三六の一二、三三六の一四から三三六の一六まで、三三六の一八から三三六の二〇まで、字石割畑三三八の一、三四一の一、三四二、三四三、三四六の一、三四七、三四八、三四九の一、三五二の一、三五五、三七六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字新戸二九七の九・二九七の一三・三〇七の一・三二八・三三六の一六・三三六の一九・三三六の二〇・字石割畑三四一の一・三四三・三四六の一・三四七・三四八・三五二の一（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、三五五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡阿南町字富草四六〇〇の一から四六〇〇の三まで、四六〇二の一、字新野三七二六の九、三七二六の一六二、三七二六の一六四、三七二六の二五八、字西條一一〇三の一から一一〇三の七まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字富草四六〇〇の一から四六〇〇の三まで、四六〇二の一、字新野三七二六の一六四、三七二六の二五八、字西條一一〇三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。